

記入例

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

氏名又は名称 株式会社 大東水道建設
郵便番号 574-0043
住所 大東市灰塚四丁目1番1号
代表者氏名 代表取締役 大東 太郎
電話番号 072-871-1191

① 大東市（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日 (公表： 可 不可)	※本市が開催する指定給水装置工事事業者研修会について令和3年度に新型コロナウイルスの関係で集合型研修会での開催を中止し、自主学習方式で開催しました。
3 年 8 月 31 日 ・ 未受講	
(未受講の場合、その理由) ※ 非公表とします。	

未受講の理由を記入してください

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： 可 不可 ）
休業日：日曜日、年末年始 営業日：月～土 修繕対応時間：8時～17時 17時以降は要相談
漏水等修繕対応の可否（公表： 可 不可 ） (該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。)
屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 その他（ ）
対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○をつけて下さい。（公表： 可 不可 ）
配水管からの分岐～水道メーター（新設 ・ 改造 ） 水道メーター ～宅内給水装置（新設 ・ 改造 ）
その他（公表： 可 不可 ）
緊急時連絡先 0X0-XXXXXX-0000（代表者携帯）

その他の欄は、緊急時の連絡先など水道事業者が確認する際に利用します。

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出るようお願いします。

③給水装置工事主任技術者等の研修受講状況（過去5年以内）

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める
 する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）

過去5年以内の受講の有無
 を記入してください。

4 給水装置工事の主任技術者等が従事する者の給水装置工事
 の施行技術の向上 受講者名については、公表対象外としま
 す。

受講者名(公表)		受講年月日
大東 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成29年7月1日
大東 花子	自社内研修 ○○に関する業務研修	平成29年7月1日

外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。
 自社内研修については、研修内容を記載してください。
 受講者名は、公表の対象ではありません。
 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

※ 過 記載名については、公表対象外とします。 の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	分岐の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		
大東 太郎	○	○	講習会修了者	H30
大東 花子	○	○	検定会合格者	H30
社員 A	○	×		H30

雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入して下さい。※氏名については、公表対象外とする。

資格を有していなくても、経験を有していれば記入して下さい。

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む。)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。